

平成30年7月9日

—自動車検査証の有効期間の伸長について— ～平成30年台風第7号及び前線等の被害を受けて～

平成30年台風第7号及び前線等の被害に伴い、広島県及び岡山県の一部地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から7月22日までの車両について平成30年7月23日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

* 広島県呉市、広島県安芸郡坂町、岡山県倉敷市

1. 平成30年台風第7号及び前線等の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すればよいこととなります。

○対象車両

広島運輸支局及び岡山運輸支局が所管している一部地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から7月22日までのもの
一部地域*：広島県呉市、広島県安芸郡坂町、岡山県倉敷市

○措置内容

自動車検査証の有効期間を7月23日まで伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部技術課
（担当） 土生（ハブ）、宮崎
（電話） 082-228-9143
（FAX） 082-228-9148

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 平成30年台風第7号及び前線等の被害に伴い福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所が所管している地域に使用の本拠を有する車両について3日間伸長
- 平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長
- 平成28年4月の熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長

(参考3) 中国運輸局広島運輸支局長の公示

中国運輸局岡山運輸支局長の公示



広運公示第2号

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、広島県の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年7月22日までのものは、平成30年7月23日をもって満了するものとする。

記

呉市、安芸郡坂町

平成30年7月9日

中国運輸局

広島運輸支局長



公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、岡山県の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年7月22日までのものは、平成30年7月23日をもって満了するものとする。

記

倉敷市

以上

平成30年7月9日

中国運輸局

岡山運輸支局長

